

◆財産形成や老後の生活資金確保

退職後保障保険

拠出型企業年金保険
ニッセイみらいのカタチ(総合医療保険)

新規加入・
保険料の増額の
おすすめ



加入(増額)日 平成29年7月1日
申込締切日 平成29年4月14日(金)

加入日が責任開始日です。



ご注意

当パンフレットには株式会社ブリヂストンと保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。

なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管ください。

お申込みは年1回ですので、この機会をのがしますと来年までお申込みができません。

ご検討のうえ、お申込みください。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に保険料をお払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

◆財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄



- 給付内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保険料(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

退職後保障保険は、在職中(団体所属期間中)に保険料を積立て、あなたご自身のゆとりあるセカンドライフを実現していただくための年金制度です。

受取れます。

着実な積立により、安定した年金をお受取りになれます。

手間要らず。

保険料は給与控除ですので、振込み等の手間が省けます。



脱退時には一時金も。

積立期間中にこの制度から脱退された場合でも、脱退一時金をお受取りになれます。

*脱退一時金額は、積立期間によっては払込保険料の合計を下回ることがあります。詳しくは【制度の詳細とその他取扱い】に記載の給付額試算表をご参照ください。

なるほど、知るほど、お役に立ちます。

手続きが簡単。

お申込み手続きは簡単です。



選べます。

老後の生活設計にあわせて、退職時にご自分にあったコースを自由に選択できます。医療保障セットコースは健康状態等によってはご選択いただくことができない場合があります。

老後への備えが大事という、これだけの理由。

理由 その1

平均寿命が延びている。

平均寿命は男性80.21歳、女性86.61歳^(※)となっており、60歳からの人生は約20年もあります。

しっかりとした老後の生活設計が必要です。

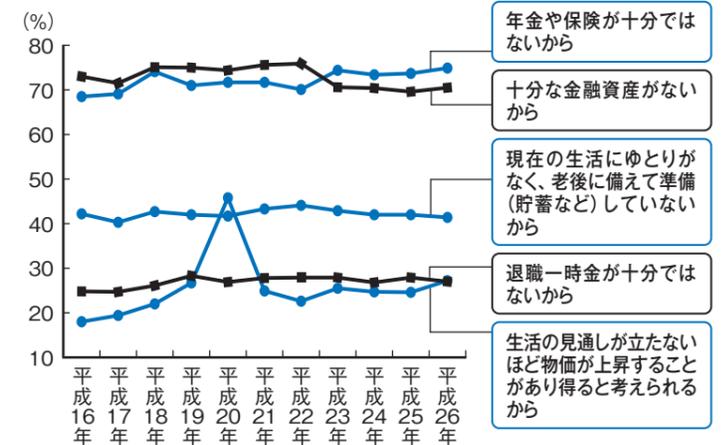


(※)日本にいる日本人の平均寿命で厚生労働省「平成25年 簡易生命表」にもとづく

理由 その2

それぞれが抱えている老後の心配。

●老後の生活を心配する理由(複数回答)



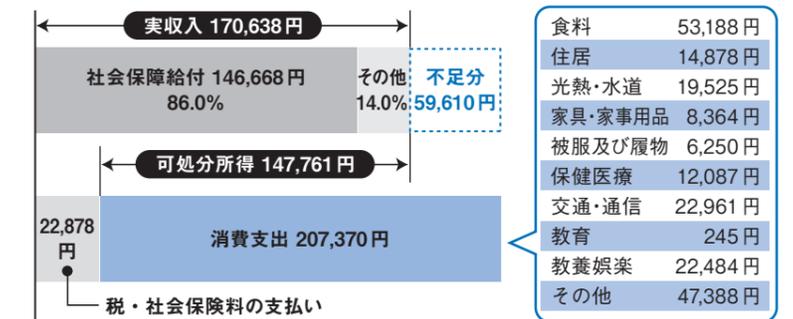
金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

理由 その3 試算では月に約6万円の赤字が。

世帯主が60歳以上の無職世帯(高齢無職世帯)の実収入は、1世帯当たり1カ月平均約171,000円で、その8割強が公的年金などの社会保障給付です。

また、実収入から税金や社会保険料などを差し引いた可処分所得は約148,000円です。一方、消費支出は約207,000円で、可処分所得を約6万円上回り、赤字になっています。この不足分は、貯蓄の取り崩しなどで賄っていると考えられます。

●高齢無職世帯の家計収支(総世帯)平成26年



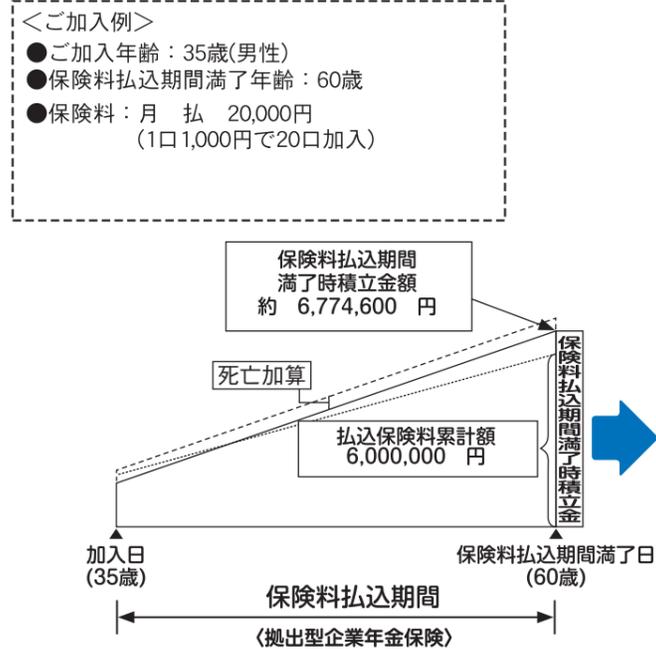
総務省統計局「家計調査(家計収支編)―平成26年(2014年)平均速報結果の概況―」

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」に記載のお支払事由等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者とし、ご加入者の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。また、「保険料払込期間満了後の給付内容」に記載の個人保険へのご契約をご選択いただくこともできます。
- ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合、ご遺族が遺族一時金をお受取りになれます。

しくみ図



この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差し引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

◆給付額について◆

- ・しくみ図の給付額は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載の給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

給付内容(詳しくは「保険料払込期間満了後の給付内容」をご覧ください)

a 10年確定年金 <拠出型企業年金保険>

10年間、ご加入者に年金をお支払いします。
【基本年金月額】 約 59,400 円
年金受取期間 (60歳) (10年間) (70歳)

b 医療保障セットコース(注) <ニッセイみらいのカタチ(総合医療保険)> [個人保険]

70歳まで(*)の病気または不慮の事故による入院や所定の手術等の保障を確保できます。
災害・疾病入院給付金 日額 5,000円
手術給付金(5倍) 2.5万円
手術給付金(20倍) 10万円
放射線治療給付金 5万円
保険期間 (70歳まで*) 契約日(60歳) 満了日

- 上記給付にかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

一時金額 約6,774,600円

- (注)◆医療保障セットコースについて◆
・健康状態等によってはご契約いただくことができない場合があります。その他詳細については、「制度の詳細とその他取扱い」をご参照ください。
- (*)保険期間は満70歳を超えて最初に迎える契約応当日の前日までです。

加入資格

- 加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある株式会社プリチストンおよび関連会社の従業員・役員・監査役・定年再雇用者・執行役員の方。
- ※保険料払込期間中にご加入者が退職・転籍出向等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

保険料

- <月 払>
1口あたり1,000円とし、最低5口以上最高50口まで加入できます。
- <追加加入時一時払>
1口あたり10,000円とし、最低10口以上最高999口まで加入できます。
- <退職時一時払>
1口あたり10,000円とし、最低10口以上、保険料払込期間満了時の積立金相当額までです。

- 保険料はご加入者負担です。
- 月払保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は6月給与から)
- 追加加入時一時払保険料のお払込みは団体指定の期日とし、団体指定の口座にお振込みいただきます。
- 退職時一時払保険料のお払込みは団体指定の期日とし、団体指定の口座にお振込みいただきます。
- 追加加入時一時払・退職時一時払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。
- 保険料払込期間満了日：満60歳に達した日とします。(職種によって保険料払込期間満了日は異なります。詳しくは裏表紙に記載の団体窓口までご確認ください。)
- 保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が1年以上ある方に限ります。

保険料払込期間満了後の給付内容

- 次の種類の年金をご加入者にお支払いします。
※b. 医療保障セットコースについては、当パンフレット10ページ～12ページをご確認ください。
- a.<10年確定年金>
- 年金受取期間中
10年間、ご加入者に年金をお支払いします。
- ・ご加入者が死亡された場合
ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
- ・一時金でのお受取りを希望された場合
残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
- 年金の開始は保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回1月、4月、7月、10月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
- 加入期間が2年以上かつ満55歳以上で退職した場合も、年金で受取ることができます。
- 年金月額が10,000円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。
- 年金でのお受取りにかえて一時金で受取ることもできます。また、次の個人保険をご契約いただくこともできます。(ただし、健康状態等によってはご契約いただくことができない場合があります。)
- ニッセイみらいのカタチ(総合医療保険)
海外に勤務されている方は、原則、選択できません。

保険料払込期間中の給付内容

- 脱退されたとき
脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者にお支払いします。
- 死亡されたとき
死亡時点の積立金額に月払保険料の1倍に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
新規に加入される場合、死亡加算は7月1日から適用されます。

受取人

- 年金、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者本人とします。
- 遺族一時金の受取人はご遺族(※)とします。
(※)遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。